



2020年5月15日

各 位

会 社 名 株式会社テクノスジャパン
住 所 東京都新宿区西新宿3丁目20番2号
代 表 者 名 代表取締役 吉岡 隆
(コード番号:3666 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 小林 希与志
(TEL. 03-3374-1212)

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する方針を決議いたしました。また、これに伴い2020年6月25日開催予定の第26期定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事に関するお知らせ」において別途開示いたします。

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

今般、情報サービス業界を取り巻く環境の変化が一層大きくなる中、意思決定の更なる迅速化を図るとともに、監査・監督機能の強化を図り、より高いコーポレート・ガバナンスを確立させるため、「監査等委員会設置会社」に移行することといたしました。

(2) 移行の時期

2020年6月25日開催予定の当社第26回定時株主総会において、関連する定款変更議案等について承認を頂き、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款一部変更

(1) 変更の理由

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等、その他所要の変更を行うものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催 2020年6月25日(木)

定款変更の効力発生日 2020年6月25日(木)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、株式会社テクノスジャパンと称する。 英文では、TECNOS JAPAN INCORPORATED と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 情報処理に関するソフトウェアの開発・製造・販売 2. 情報処理に関するハードウェア・ソフトウェア導入の為のコンサルティング 3. 情報処理に関する機器の製造・販売 4. 情報処理サービス業務 5. 情報処理に関する要員の教育・訓練業務 6. 情報処理に関するソフトウェア技術者の派遣 7. 前各号に附帯する一切の業務 <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。</p> <p>(機関の設置) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> <p>(公告の方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 <同左></p> <p>(目的) 第2条 <同左></p> <p>(本店の所在地) 第3条 <同左></p> <p>(機関の設置) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> <削除> 3. <u>会計監査人</u> <p>(公告の方法) 第5条 <同左></p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、67,200,000株とする。</p> <p>(自己株式の取得) 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 <同左></p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 <同左></p>

<p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p>	<p>(単元株式数) 第8条 <同左></p>
<p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利</p>	<p>(単元未満株式についての権利) 第9条 <同左></p>
<p>(株式取扱規程) 第10条 当社の株式に関する取扱い又は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程) 第10条 <同左></p>
<p>(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人) 第11条 <同左></p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>(基準日) 第12条 会社は、毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>	<p>(基準日) 第12条 <同左></p>
<p>(招集) 第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p>	<p>(招集) 第13条 <同左></p>
<p>(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、議長となる。当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(招集権者及び議長) 第14条 <同左></p>
<p>(決議の方法) 第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。 ② 会社法第309条2項の定めによる決議は、議決権を行使できる株</p>	<p>(決議の方法) 第15条 <同左> ② <同左></p>

主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役は8名以内とする。
(新設)

(選任)

第19条 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新設)

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。

(取締役会)

第22条 取締役会は、法令に別段に定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 <同左>

(議決権の代理行使)

第17条 <同左>

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役は12名以内とする。
② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任)

第19条 取締役は株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。
取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

② <同左>

(任期)

第20条 取締役 (監査等委員を除く) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 <同左>

(取締役会)

第22条 <同左>

<p>により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>② 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>③ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認事項があったものとみなす。</p> <p>④ 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第23条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第24条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第25条 <u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第26条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>② <同左></p> <p>③ <同左></p> <p>④ <同左></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第23条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(重要な業務執行の委任)</p> <p><u>第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の定めにより、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p>
--	---

<p><u>(常勤の監査役)</u> 第27条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第28条 <u>監査役会の招集の通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> ② <u>監査役全員の同意があるときは召集の手続きを経ないで監査役会を招集することができる。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会規程)</u> 第29条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第30条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> ② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p><削除></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(招集)</u> 第25条 <u>監査等委員会を招集するには会日の3日前までに各監査等委員に通知を発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(決議)</u> 第26条 <u>監査等委員会の決議は法令等に別段の定めのある場合を除き、決議に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(議事録)</u> 第27条 <u>監査等委員会は議事録を作成し、出席した監査等委員は署名又は記名押印のうえ10年間本店に備え置く。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u> 第28条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか監査等委員会規程による。</u></p>
	<p><u>(常勤監査等委員)</u></p>

(新設)

第6章 会計監査人

(任期)

- 第31条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうちに最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬)

- 第32条 会計監査人の報酬は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

- 第33条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(期末配当金)

- 第34条 取締役会の決議によって、毎事業年度末日現在における株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を行うことができる。

(中間配当金)

- 第35条 取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

- 第36条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。
- ② 未払いの期末配当金及び中間配当金には、利息はつけない。

以上

第29条 監査等委員会は決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

第6章 会計監査人

(任期)

- 第30条 <同左>
- ② <同左>

(会計監査人の報酬)

- 第31条 <同左>

第7章 計算

(事業年度)

- 第32条 <同左>

(期末配当金)

- 第33条 取締役会の決議によって、毎事業年度末日現在における株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を行うことができる。

(中間配当金)

- 第34条 取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

- 第35条 <同左>
- ② <同左>

以上

以上